

消防国第38号
消防運第24号
平成29年4月21日

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室長
国民保護運用室長
(公印省略)

弾道ミサイル落下時の行動等について

内閣官房から、別添1「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」のとおり通知があり、別添2「弾道ミサイル落下時の行動について」及び別添3「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」が、内閣官房の「国民保護ポータルサイト」に掲載されましたので、お知らせします。

つきましては、別添2及び別添3の内容について、住民から問い合わせが寄せられた場合の対応にご活用いただくとともに、住民の理解が進むよう、各地方公共団体のホームページや広報紙に掲載していただく等、幅広い広報の実施へのご協力をお願いします。

貴都道府県内の市町村及び消防本部に対し、この旨の周知及び同様の対応についてご協力をいただくようよろしく申し上げます。